

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令	1
告示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課) (3・19掲示)	1
○高知県保護無形民俗文化財の指定 (歴史文化財課)	2
◎告示 (高知県保護有形民俗文化財及び高知県保護無形民俗文化財の指定)の一部改正 (〃)	2
◎高知県立のいち動物公園の指定管理者の指定 (公園下水道課)	2
◎高知県立春野総合運動公園の指定管理者の指定 (〃)	2
告示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正 (行政管理課)	2
高知県海区漁業調整委員会指示	
○高知県区内におけるにはんうなぎの採捕に係る指示	2
正誤	
◎正誤 (令5・11・21付け 告示)	4

訓令  
公営企業局訓令  
議会訓令  
教育委員会訓令  
警察本部訓令  
監査委員訓令  
人事委員会訓令

- 高知県訓令第1号
- 高知県公営企業局訓令第2号
- 高知県議会訓令第2号
- 高知県教育委員会訓令第1号
- 高知県警察本部訓令第6号
- 高知県監査委員訓令第2号
- 高知県人事委員会訓令第1号

本庁  
各出先機関  
労働委員会事務局  
収用委員会事務局  
公営企業局本局  
公営企業局各事業所  
公営企業局各病院  
議会事務局  
教育委員会事務局  
各教育機関  
各県立学校  
警察本部  
警察署  
監査委員事務局  
人事委員会事務局

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司  
高知県公営企業局長 笹岡 浩  
高知県議会議長 加藤 漢  
高知県教育長 長岡 幹泰  
高知県警察本部長 高清水 善弘  
高知県代表監査委員 五百蔵 誠一  
高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令

高知県情報セキュリティ基本方針を定める規程 平成19年4月

- 高知県訓令第11号
- 高知県公営企業局訓令第1号
- 高知県議会訓令第2号
- 高知県教育委員会訓令第7号
- 高知県警察本部訓令第17号
- 高知県監査委員訓令第1号
- 高知県人事委員会訓令第2号

の一部を次のように改正する。

第7条中「第3条各号に掲げる情報資産に対する脅威」を「情報資産に対する脅威（第3条各号に掲げる脅威をいう。第1号イにおいて同じ。）」に改め、同条第1号中「、マイナンバー利用事務系、L GWAN接続系及びインターネット接続系に分離し、それぞれの情報資産に適した」を「次に掲げる区分に領域を分離し、それぞれ次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア マイナンバー利用事務系 原則として、他の領域との通信を行うことができないようにした上で、端末からの情報の持出しを不可能とする設定、端末への多要素認証の導入等により、情報の流出を防ぐこと。

イ L GWAN接続系 当該L GWAN接続系とインターネット接続系との通信経路を分割することを基本とし、両者の間で通信を行う場合には、無害化通信（情報資産に対する脅威を無害化した通信をいう。）により行うものとする。

ウ インターネット接続系 不正な通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施するものとし、当該高度な情報セキュリティ対策として、県及び市町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施すること。

第7条第5号中「外部委託をする際」を「業務委託をする場合」に改め、同条第7号中「外部サービスを利用する際」を「業務委託をする場合又は外部サービスを利用する場合」に改め、同号ア中「外部委託を」を「業務委託を」に、「外部委託事業者」を「委託事業者」に改め、同号イ中「約款による」を削る。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第192号の2

くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267

号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和6年1月1日から同年3月31日まで)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年3月20日から同月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和6年3月19日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第245号**

高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第26条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を高知県保護無形民俗文化財に指定する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

名称	所在地	保持団体
越知面二十日念仏	高岡郡樺原町田野々	越知面区
久保川お伊勢踊り	高岡郡津野町久保川	久保川お伊勢踊り保存会

**高知県告示第246号**

令和5年11月高知県告示第739号(高知県保護有形民俗文化財及び高知県保護無形民俗文化財の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

第2中

「19(1) 名称

市野々の神踊り

(2) 所在地

土佐市市野々

(3) 保持団体

市野々神踊り保存会

(4) 指定年月日

平成21年3月17日」

を

「19(1) 名称

市野々の神踊り

(2) 所在地

土佐市市野々

(3) 保持団体

市野々神踊り保存会

(4) 指定年月日

平成21年3月17日

20(1) 名称

越知面二十日念仏

(2) 所在地

高岡郡樺原町田野々

(3) 保持団体

越知面区

(4) 指定年月日

令和6年3月29日

21(1) 名称

久保川お伊勢踊り

(2) 所在地

高岡郡津野町久保川

(3) 保持団体

久保川お伊勢踊り保存会

(4) 指定年月日

令和6年3月29日」

に改める。

**高知県告示第247号**

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第29条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

1 施設の名称

高知県立のいち動物公園

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

香南市野市町大谷738番地

公益財団法人高知県のいち動物公園協会

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

**高知県告示第248号**

高知県立都市公園条例(平成17年高知県条例第7号)第29条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司

1 施設の名称

高知県立春野総合運動公園

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市春野町芳原2485番地

公益財団法人高知県スポーツ振興財団

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

-----  
告 示  
議 会 告 示  
教 育 委 員 会 告 示  
警 察 本 部 告 示  
-----

**高知県告示第249号**

**高知県議会告示第1号**

**高知県教育委員会告示第2号**

**高知県警察本部告示第1号**

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正(平成18

高知県告示第842号

高知県議会告示第4号

高知県教育委員会告示第18号

高知県警察本部告示第4号

年12月)の一部を次のように改正す

る。

令和6年3月29日

高知県知事 濱田 省司  
高知県議会議長 加藤 漢  
高知県教育長 長岡 幹泰  
高知県警察本部長 高清水 善弘

附則第5項中「(以下この項において「新就業規則」という。)」を削り、「新就業規則付則第9項の規定によりその者の受ける給料月額」を「新給料の月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」に改める。

**附 則**

この就業規則は、令和6年4月1日から施行する。

-----  
海 区 漁 業 調 整  
委 員 会 指 示  
-----

**高知県海区漁業調整委員会指示第103号**

県内の公共用水面及びこれらと連接して一体を成す水面(以下「高知海区内」という。)におけるにほんうなぎの採捕につき、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、令和6年3月18日に、次のとおり指示した。

令和6年3月29日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(採捕の制限)

1 高知海区内において、10月1日から翌年3月31日までの間、

全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令5・11・21	号外71	◎告示	9	左 (5～39)	<p>サ 懸仏 径11.8センチメートル 1面</p> <p>シ 懸仏 径12.9センチメートル 1面</p> <p>ス 懸仏 径33.7センチメートル 1面</p> <p>セ 鉄剣 総長53.3センチメートル、刃部長41.6センチメートル 1振</p> <p>ソ 経筒 高24.4センチメートル、径10センチメートル、被蓋付 1口</p> <p>タ 経筒 高23.6センチメートル、径10.5センチメートル 1口</p> <p>チ 経筒 高21.7センチメートル、径8.9センチメートル 1口</p> <p>ツ 経筒 高21.4センチメートル、径8.2センチメートル 1口</p> <p>テ 短頸壺 (破損品) 高22センチメートル、底径10.5センチメートル 1個</p> <p>ト 杯 (完形品) 口径10.1センチメートル、高4.4センチメートル、底 径4.8センチメートル 1個</p> <p>ナ 杯 (破損品) 底径7センチメートル 1個</p> <p>ニ 花瓶 底径7センチメートル 1個</p> <p>ヌ 保安三年銘経筒乾拓本 「敬口白」「保安三年八月口」「口妙法蓮花経一部」 「十卷三个年間書筆」「金剛弟子法口口口」 1枚</p> <p>ネ 木造男神倚坐像 像高49センチメートル 1軀</p> <p>ノ 銅板線刻地藏菩薩鏡像 径10.5センチメートル 1面</p> <p>ハ 湖州鏡 (附古鏡記) 径10.7センチメートル、陽鑄銘「湖州石十五郎」「百 鍊銅照子」 1面</p>	<p>サ 懸仏 径12.9センチメートル 1面</p> <p>シ 懸仏 径33.7センチメートル 1面</p> <p>ス 鉄剣 総長53.3センチメートル、刃部長41.6センチメートル 1振</p> <p>セ 経筒 高24.4センチメートル、径10センチメートル、被蓋付 1口</p> <p>ソ 経筒 高23.6センチメートル、径10.5センチメートル 1口</p> <p>タ 経筒 高21.7センチメートル、径8.9センチメートル 1口</p> <p>チ 経筒 高21.4センチメートル、径8.2センチメートル 1口</p> <p>ツ 短頸壺 (破損品) 高22センチメートル、底径10.5センチメートル 1個</p> <p>テ 杯 (完形品) 口径10.1センチメートル、高4.4センチメートル、底 径4.8センチメートル 1個</p> <p>ト 杯 (破損品) 底径7センチメートル 1個</p> <p>ニ 花瓶 底径7センチメートル 1個</p> <p>ヌ 保安三年銘経筒乾拓本 「敬口白」「保安三年八月口」「口妙法蓮花経一部」 「十卷三个年間書筆」「金剛弟子法口口口」 1枚</p> <p>ネ 木造男神倚坐像 像高4.9センチメートル 1軀</p> <p>ノ 銅板線刻地藏菩薩鏡像 径10.5センチメートル 1面</p> <p>ハ 湖州鏡 (附古鏡記) 径10.7センチメートル、陽鑄銘「湖州石十五郎」「百 鍊銅照子」 1面</p>

				左 (41)	(2)のアから <del>ヌ</del> まで	(2)のアから <del>ニ</del> まで
				左 (43)	(2)の <del>ネ</del>	(2)の <del>ヌ</del>
				左 (45)	(2)の <del>ノ</del> 及び <del>ハ</del>	(2)の <del>ネ</del> 及び <del>ノ</del>